

公的森林整備の推進と林野事業の健全化を求める件

近年、地球温暖化が深刻な問題となる中で、環境資源としての森林に強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲の創出や水源林等公益森林の整備、更には、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月公布・施行）」に基づき業務・組織の見直しが予定され、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）」に基づき平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は、（独）森林総合研究所に継承されることとなりました。

よって、国会及び政府におかれては、今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与出来るよう、下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること
- 2 効率的・安定的な木材の供給体制の確保、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進を図るなど地域林業・木材産業の振興を図ること
- 3 計画的な水源林造成事業を含めた公的森林整備の推進及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域での国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること
- 4 国民共有の財産である国有林は公益的機能を図るため、地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

様

仙台市議会議長

赤間次彦